

平成 21 年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 消防庁 総務課、消防・救急課、
救急企画室、予防課、消防技術政策室、危険物保安室、特殊災害室、
防災課、国民保護室、国民保護運用室、応急対策室、防災情報室、
参事官、消防大学校、消防研究センター
評価年月 平成 21 年 7 月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策 20 消防防災体制の充実強化

（政策の基本目標）

大規模地震・大規模災害に対する備えの強化や消防防災・危機管理体制の強化、火災予防対策や消防防災科学技術の向上、地域防災力の強化、救急救命の充実と高度化など、総合的な消防防災対策を積極的に展開することにより、自然災害や大事故・テロなどに揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を確保する。

（政策の概要）

我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化により、テロや危険物事故、大規模な人為的事故の危険性が高まっている。

こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。

（平成 20 年度予算額）

13,790 百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

ア 大規模地震・大規模災害に対する備えの強化

我が国では、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震の切迫性が指摘されている。また、陸域において約 2,000 もの活断層が確認されており、こうした活断層の活動によって引き起こされる強い地震がいつ、どこで起こるかわからない状況にある。さらに、平成 17 年 7 月のロンドン同時爆破テロや平成 20 年 11 月のインドムンバイ同時多発テロなど、世界的に大規模なテロ事件が発生しており、テロに起因する大規模災害の発生が危惧されている。そのため、大規模地震・大規模災害が発生した場合の備えを強化することが求められている。

イ 消防防災・危機管理体制の強化

近年、集中豪雨や台風等の自然災害や火災、事故等により、各地に大きな被害が発生しており、そ

の様態も複雑多様化・大規模化している。また、北朝鮮の相次ぐミサイルの発射事案や核実験などで国民の安全保障に対する意識が一層の高まりをみせている。さらに、中国四川省大地震災害への国際消防救助隊の派遣による活躍などで、我が国の消防に対する国際的な期待も高まりをみせている。こうした事態に対応するために、消防防災・危機管理行政の根幹を担う体制の充実強化が求められている。

ウ 火災予防対策等の積極的推進

住宅火災による死者数は、平成 15 年以降連続して年間 1,000 人を超えるかつてない高い水準で推移している。また、近年発生した小規模な認知症高齢者グループホーム及びカラオケボックス店等における火災を踏まえ、消防法施行令等が改正され、消防用設備等の設置義務、防火管理者の選任義務等の強化が行われており、これらの防火安全対策の早期徹底を図ることが求められている。

エ 地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化

大規模な災害に対処するためには、消防機関広域的な体制を整備することも大切であるが、同時に発災直後の速やかな対応を図るためにも、自助・共助の精神に基づいた住民による地域ぐるみの防災体制を確立することが重要である。また、大規模災害に限らず、平常時における火災等の各種災害を低減させるためにも、予防活動や防災意識の普及啓発が有効である。地域の防災を支える担い手として、消防機関だけでなく、自主防災組織や婦人（女性）防火クラブ等の地域に密着した防災組織や、民間企業、一般の住民等が連携して活動することが大切であり、行政と住民とが一体となった地域防災力の向上が求められている。

現在、少子高齢化社会の進展や住民意識の変化及び核家族化等に伴って救急需要が拡大しており、平成 19 年中の救急出場件数は約 529 万件で、平成 9 年から 10 年間で約 52% 増加している。また、全国各地で救急搬送時の受入医療機関の選定に困難を来す事案が起り、社会問題に発展している。こうしたことから、救急需要の増大に対する適切な対応、消防機関と医療機関の一層の連携が求められている。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 171 回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	救急医療も、消防と医療の連携などにより、患者を確実に受け入れられるようにします。
第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	今、医療現場は様々な問題に直面していますが、国民の皆様が安心できるように、患者本位の医療体制を構築します。勤務医の過重な労働環境や、産婦人科・小児科の医師不足の問題に対応し、診療報酬の改定や大学の医学部の定員増を実施するとともに、医療事故の原因究明制度の検討を進め、事故の再発防止と併せ、医師が安心して医療に取り組めるようにします。IT を活用して救急情報を関係機関と共有するなど、救急医療の体制を整備します。 (中略)

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。</p>
<p>第 166 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成 19 年 1 月 26 日</p>	<p>国民生活の基盤となる安心・安全の確保（中略）は、政府の大きな責務であります。大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2008（閣議決定）</p>	<p>平成 20 年 6 月 27 日</p>	<p>3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等 ・地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を着実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。消防等地域防災力の向上を図る。
<p>経済財政改革の基本方針 2007（閣議決定）</p>	<p>平成 19 年 6 月 19 日</p>	<p>国民の安全と安心の確保は安定した経済成長の基盤である。政府は、治安再生、防災・減災対策、エネルギー政策等を戦略的に推進し、世界の模範となる安全・安心な国づくりを実現する。</p> <p>【改革のポイント】</p> <p>集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。</p> <p>【具体的手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G 8 北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。（一部略） ・有事に備えた国民保護施策を推進する。（一部略） ・大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災拠点

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
<p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(閣議決定)</p>	<p>平成 18 年 7 月 7 日</p>	<p>の機能強化の推進、ハザードマップの普及促進等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報共有システム等の治安・防災等に資する科学技術の研究開発・利活用を図る。（一部略） <p>我が国は地震等の自然災害が発生しやすい脆弱な国土構造を有しており、近年では台風や集中豪雨の頻発、大雪等により各地で被害が発生しているほか、住宅火災による死者数も増加傾向にある。他方、都市化の進行や高齢化の進展に伴い災害対応力が低下している。（中略）</p> <p>国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。（中略）</p> <p>このため、国民、地域、企業、NPO、ボランティア等と協力しつつ、災害への備えを実践する国民運動を広く展開しながら、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際には、国際的な協調・連携を図る。（中略）</p> <p>（災害対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化を進める。また、従来より取組を進めてきた大規模地震対策の着実な進捗を図るとともに、特に、首都直下地震について、「首都直下地震対策大綱」及び「首都直下地震の地震防災戦略」等に基づき、中枢機能の継続性の確保及び定量的な減災目標の着実な達成に向けた取組等を推進する。（一部略） ・大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する。 ・防災情報の迅速な伝達体制の整備、高齢者等の災害時要援護者への避難支援、消防等の災害対策の強化を進めるとともに、消防団の充実強化を図る。（一部略） ・救出救助、救急医療等に関し、ヘリコプターの活用を含め全国的見地からの体制整備を図る。

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
平成 21 年度予算編成の基本方針（閣議決定）	平成 20 年 12 月 3 日	<p>3 地方の底力の発揮</p> <p>地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模な地震や水害・土砂災害等に備え、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際、学校や住宅等の耐震化の一層の加速、公共施設の震災対策の実施、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域防災力の向上を図る。</p>
平成 20 年度予算編成の基本方針（閣議決定）	平成 19 年 12 月 4 日	<p>（生活における安全・安心の確保）</p> <p>北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。（中略）</p> <p>地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模な地震や水害・土砂災害等に備え、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際、防災拠点の耐震化等の機能強化や宇宙関連技術等を活用した災害情報の迅速な提供等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。</p>
平成 19 年度予算編成の基本方針（閣議決定）	平成 18 年 12 月 1 日	<p>国民の安全と安心の確保は、政府の基本的な責務であるとともに、安定した経済成長の基盤であるとの認識の下、以下の施策に取り組む。</p> <p>災害への備えを実践する国民運動を展開しながら、公共施設の耐震化、首都直下地震対策等大規模地震対策、大規模水害・土砂災害対策等の防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。さらに、迅速・的確な防災情報の提供や災害応急体制の整備、消防等の災害対策を強化する。（一部略）</p>
規制改革推進のための 3 カ年計画（閣議決定）	平成 19 年 6 月 22 日	<p>10 医療関係</p> <p>ク その他（医療計画、救急医療、小児医療、医療事故対策等）</p> <p>救急医療の再構築（厚生労働省、総務省、国土交通省、警察庁）（一部略）</p> <p>d 救急搬送に関する各組織が効果的に連携して業務を行えるよう、諸外国の状況も参考に、その連携の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>救急搬送業務の民間委託、民間委譲推進（総務省）</p> <p>福祉等で扱う分野の搬送、病院を中心としたいくつかの搬送、長距離の患者搬送、救急警護・警備、催時待機、企</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>業活動に伴う一定の搬送等については、民間を活用することが有効かつ有益である場合が多いと考えられるが、救急搬送業務を行う民間への緊急通行権の付与等、様々な課題が想定されるため、救急搬送業務の民間開放を容易にするための環境整備を図る必要がある。</p> <p>したがって、救急搬送業務における民間の活用について、課題の洗い出しやその解決のための関係機関による検討・協議の場を設け、その結論を踏まえ、上記に示したような救急搬送業務について民間委託、民間委譲を推進する。</p>

(2) 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
防災拠点となる公共施設等のうち耐震化されていない施設の割合	20.2% (平成18年度末40.4%の半減)	25年度	災害応急対策の拠点となる公共・公用施設の安全性の確保が目標に沿って着実に進められているか。	40.4% (18年度末)	37.5% (19年度末)	調査中
緊急消防援助隊の隊数	概ね4,000隊	20年度	災害に迅速かつ効果的に対応するため、全国的見地から整備されている緊急消防援助隊の増強は進んでいるか。	3,397隊 (18年4月1日現在)	3,751隊 (19年4月1日現在)	3,960隊 (20年4月1日現在)
消防団員数	消防団員数の増加 (対前年度比)	20年度	地域防災の中核的存在であり、かつ、地域防災力の向上に必要な消防団員は増えているか。	900,007人 (18年4月1日現在)	892,893人 (19年4月1日現在)	888,900人 (20年4月1日現在)
女性消防団員数	18,000人	21年度	女性消防団員数は増えているか。	14,665人 (18年4月1日現在)	15,502人 (19年4月1日現在)	16,699人 (20年4月1日現在)
女性消防団員を採用している消防団の割合(都道府県比較含む)	50%	21年度	女性消防団員を採用している消防団は増えているか。	40% (18年4月1日現在)	43% (19年4月1日現在)	46% (20年4月1日現在)
消防団協力事業所表示制度導入市町村数	500市町村	21年度	入団促進等に協力している企業を賞揚する消防団協力事業所表示制度を導入している市町村は増えているか。	-	107市町村 (19年10月1日現在)	409市町村 (20年10月1日現在)
都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数	実施件数の増加 (対前年度比)	20年度	国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体の共同訓練及び地方公共団体の単独訓練を積極的に推進できているか。	国と地方公共団体が共同で行う訓練(共同訓練)が11件、地方公共団体が単独で行う訓練(単独訓練)が24件のあわせて35件	国と地方公共団体が共同で行う訓練(共同訓練)が15件、地方公共団体が単独で行う訓練(単独訓練)が57件のあわせて72件	国と地方公共団体が共同で行う訓練(共同訓練)が18件、地方公共団体が単独で行う訓練(単独訓練)が48件のあわせて66件

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
市町村防災行政無線（同報系）の整備率	整備率の向上	23年度	災害時の情報伝達手段として有効な市町村防災行政無線（同報系）の整備率は上昇しているか。	75.2% (19年3月31日)	75.5% (20年3月31日)	調査中
住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）	50%減 (現状の約1,200人から)	23年度	火災予防施策により住宅火災による人命被害が軽減されているか。	1,187人 (18年)	1,148人 (19年)	1,123人 (20年概数値)
防火対象物定期点検の実施率の向上	70%	23年度	防火対象物定期点検の実施率が向上しているか。	49.0% (18年度当初)	49.0% (19年度当初)	48.5% (20年度当初)
特定違反對象物数の改善	特定違反對象物数の減少 (対前年度比)	20年度	特定違反對象物数が減少しているか。	182件 (18年度当初)	168件 (19年度当初)	134件 (20年度当初)
危険物施設における事故件数	事故件数の低減 (対前年度比)	20年度	危険物施設における火災・流出事故防止対策が効果的であるか。	598件 (18年中)	603件 (19年中)	560件 (20年中)
自主防災組織の活動カバレッジ	75%	21年度	地域において共助の中核をなす組織である自主防災組織の活動カバレッジは進んでいるか。	66.9% (18年4月1日現在)	69.9% (19年4月1日現在)	71.7% (20年4月1日現在)
救急救命士の配置された救急隊の割合	全救急隊の90%の隊に救急救命士を1人以上配置	23年度	救命率向上への貢献が期待される救急救命士の救急隊への配置が着実に進められているか。	82.4% (18年4月)	86.3% (19年4月)	88.5% (20年4月)
救急自動車に占める高規格救急自動車の割合	全救急隊の95%の隊に高規格救急自動車を配備	23年度	拡大された応急処置等を行うために必要な高規格救急自動車の配備が着実に進められているか。	71.9% (18年4月)	74.7% (19年4月)	76.3% (20年4月)
新型インフルエンザ感染防御資器材配備消防本部数	全消防本部に新型インフルエンザ感染防御資器材を配備	23年度	新型インフルエンザ感染防御資器材が全国の消防本部に配備されているか。	-	-	807消防本部 (H20.9現在の全消防本部)

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
救急救命士制度の導入による救命率の推移	救急搬送における救命率の向上	23年度	高度な救急救命処置の実施が可能な救急救命士の配備促進により、救命率は上昇しているか。	8.8% (18年中)	10.4% (19年中)	調査中
心肺機能停止傷病者への応急手当実施率（救急現場において住民により実施されたもの）	実施率の向上	23年度	住民に対する応急手当の普及啓発活動等により、心肺機能停止傷病者への応急手当実施率が着実に上昇しているか。	35.3% (18年中)	39.2% (19年中)	調査中

平成20年度目標設定時は「防災拠点となる公共施設等の耐震改修実施件数」としていたが、耐震改修が進捗してきたことを踏まえ、耐震改修を実施していない施設を減じる指標が進捗状況を測りやすいため「防災拠点となる公共施設等のうち耐震化されていない施設の割合」に変更した。

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成20年2月12日及び平成21年2月13日）において、小澤委員から女性消防団員に関する指標の追加の指摘があったことを受け、指標「女性消防団員数」及び「女性消防団員を採用している消防団の割合（都道府県比較含む）」を追加した。

平成18年度の消防団協力事業所表示制度の運用開始を踏まえ、指標「消防団協力事業所表示制度導入市町村数」を追加した。

平成20年度目標設定時は「住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）」の目標値を「25%減」としていたが、平成21年度消防庁重点政策において、「過去最悪であった住宅火災死者数（平成17年1,220人）の早期の半減を目指す」としたことを踏まえ、指標「住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）」の目標値を「50%減」に変更した。

平成20年度目標設定時は「自主防災組織の組織率」としていたが、これは、全国の総世帯数に対して自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数の割合を表しており、より正確な表現にするため「自主防災組織の活動カバー率」に変更した。

平成20年度目標設定時は、「心肺停止傷病者への応急手当実施率（現場において住民により実施されたもの）」とされていたが、正確な表現にするため「心肺機能停止傷病者への応急手当実施率（救急現場において住民により実施されたもの）」に変更した。

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
自然災害による死者・行方不明者数	自然災害による被害者数はどのように推移しているか。	死者：164名 行方不明者：13名 (18年中)	死者：37名 行方不明者：4名 (19年中)	調査中
消防の広域化の推進の環境整備のための取組状況	消防の広域化を推進するための検討が各地方公共団体において進められているか。	消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）により改正された消防組織法第33条に基づき、各都道府県で広域化推進計画の策定が進められた。		
消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた取組状況	消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた様々な取組が、成果を上げているか。	広報活動や、機能別分団・団員制度の導入に加え、平成18年度には、消防団に協力的な事業所を賞揚する「消防団協力事業所表示制度」を創設・導入し、消防団員の活動環境の整備を図るとともに、平成19年度には、「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を構築し、地方公共団体と連携し、団員確保に努めている。		
国際緊急援助隊への迅速・効果的な対応体制の向上のための取組状況	外務省はじめ関係各官庁・機関との協調・連携、当庁が組織する国際消防救助隊（IRT-JF）独自の研修・訓練の実施等により、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる用意が図られているか。	外務省、警察庁、海上保安庁、JICAの各関係官庁・機関との情報交換、機能向上のための討議、実技訓練等の諸機会に経常的に参加するほか、当庁独自に、国際緊急援助隊の主力たる国際消防救助隊（IRT-JF）員研修・訓練を、各消防本部の同隊登録隊員を対象に毎年度実施。		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
我が国の消防防災に係る知見・技術の国際的な伝搬のための取組状況	アジア地域における消防防災分野の先進国として、その知見・技術の伝播・共有を進めることで、域内の防災能力の向上や防災のための広域的なネットワークの構築に貢献しているか。また、JICA・地方消防本部との連携・協力による開発途上国からの研修員受け入れ、専門家の現地派遣等の協力を進めているか。	東京、大阪、北九州の各消防本部等において発展途上国からの研修員を迎え消防技術研修を実施。そのほか発展途上国からの随時の要請に応じ我が国消防行政等について、研修等を通じて知見を提供。	ベトナム・ハノイにおいて「日本・ベトナム消防フォーラム」を開催し、我が国の消防防災制度等を概括的に紹介。また、東京、大阪、北九州の各消防本部等において発展途上国からの研修員を迎え消防技術研修を実施。そのほか発展途上国からの随時の要請に応じ我が国消防行政等について、研修等を通じて知見を提供。	トルコ・アンカラにおいて「日本・トルコ消防フォーラム」を開催し、我が国の国・地方における消防防災施策拡充の取組、消防法の概要等を紹介。また、東京、大阪、北九州の各消防本部等において発展途上国からの研修員を迎え消防技術研修を実施。そのほか発展途上国からの随時の要請に応じ我が国消防行政等について、研修等を通じて知見を提供。
出火件数	出火件数はどのように推移しているか。	53,276件 (18年)	54,582件 (19年)	52,394件 (20年概数値)
放火及び放火の疑いの件数	放火及び放火の疑いの件数はどのように推移しているか。	11,268件 (18年)	11,142件 (19年)	10,750件 (20年概数値)
災害時要援護者の避難支援対策の促進のための取組状況	市町村において要援護者情報の収集・共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画などが策定されているか。	11.2% (19年3月31日現在)	13.2% (20年3月31日現在)	調査中
市区町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた地域防災計画の見直しが行われているか。	75.7% (18年4月1日現在)	82.2% (19年4月1日現在)	87.0% (20年4月1日現在)
救助活動件数	救助活動件数はどのように推移しているか。	53,619件 (18年中)	52,183件 (19年中)	調査中
高度な救急救命処置の実施状況の推移	救急救命士が心肺機能停止状態の傷病者の蘇生のために行う高度な応急処置(気道確保(気管挿管、ラリングアルマスク)、静脈路確保、薬剤投与)の実施状況はどのように推移しているか。	47,160人 17,053人 1,546人 (18年中)	47,034人 20,786人 3,940人 (19年中)	調査中
救急隊員数の推移	救急業務に対応する人員数はどのように推移しているか。	58,510人 (18年4月)	59,216人 (19年4月)	59,222人 (20年4月)

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
教育訓練を受けた救急隊員の数	救急隊員の資格状況について、旧救急Ⅰ過程、旧救急ⅠⅠ過程、救急科(旧救急標準課程修了者を含む)、救急救命士の内訳はどのように推移しているか。	5.4% 35.2% 30.5% 28.9% (18年4月)	4.6% 32.7% 32.4% 30.3% (19年4月)	3.6% 29.8% 34.1% 32.5% (20年4月)
救急出場件数の推移	救急出動件数はどのように推移しているか。	5,240,478件 (18年中)	5,293,403件 (19年中)	調査中
救急自動車による現場到着所要時間	救急隊の現場到着所要時間はどのように推移しているか。	6.6分 (18年中)	7.0分 (19年中)	調査中
救急自動車による収容所要時間(救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間)	救急自動車による収容所要時間はどのように推移しているか。	32.0分 (18年中)	33.4分 (19年中)	調査中
救命講習実施回数・救命講習受講者数	消防機関が住民に対する普及啓発として実施する救命講習実施回数(普通・上級計)、救命講習受講人員(普通・上級計)はそれぞれ増加しているか。	76,662回 1,467,134人 (18年中)	79,053回 1,572,328人 (19年中)	調査中
消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移	消防防災ヘリコプターによる災害出動状況(うち救急による出動を含む)は増加しているか。	5,606件 (救急2,762件を含む) (18年中)	6,349件 (救急3,167件を含む) (19年中)	調査中
心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別1か月後生存率及び生存者数(AEDによる除細動の実施を含む)	家族等により応急手当が実施された傷病者の1か月後生存率及び生存者数、家族等による応急手当が実施されない傷病者それぞれの1か月後生存率及び生存者の比較、心原性でかつ心肺機能停止の時点が一般市民により目撃された症例のうち一般市民による除細動が実施された場合の1か月後生存率及び生存者数、一般市民による除細動が実施されなかった場合の1か月後生存率及び生存者数の比較により、救命率への効果を示す。	5.2%(1,912人) 4.5% (3,029人) 33.3% (48人) 8.2% (122人) (18年中)	5.6% (2,393人) 4.9% (3,254人) 42.5% (122人) 9.7% (1,891人) (19年中)	調査中

平成 20 年度目標設定表における参考指標「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査の結果」は指標「防災拠点となる公共施設等の耐震改修されていない施設の割合」と同一の調査による数字であり、二重掲載になるため削除した。

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、柿本委員から国際的な救助体制や国際協力についての発言を受け、参考指標「国際緊急援助隊への迅速・効果的な対応体制の向上のための取組状況」及び参考指標「我が国の消防防災に係る知見・技術の国際的な伝搬のための取組状況」を追加した。

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 21 年 5 月 27 日開催）において、小澤委員から国際的な救助体制や国際協力について、「JICA 等の連携についての発言を受け参考指標「我が国の消防防災に係る知見・技術の国際的な伝搬のための取組状況」の分析の視点に「JICA、地方消防本部との連携・協力による開発途上国からの研修員受け入れ、専門家の現地派遣等の協力を進めているか。」を追加した。

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、小澤委員から火災件数について発言があったことを受け、参考指標「出火件数」を追加した。

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 21 年 5 月 27 日開催）において、小澤委員から放火件数について発言があったことを受け、参考指標「放火及び放火の疑いの件数」を追加した。

災害時要援護者の避難支援対策に係る参考指標として「災害時要援護者の避難支援対策の促進のための取組状況」を追加した。

救助活動を分析するための参考指標として「救助活動件数」を追加した。

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、土井委員から救急自動車による病院までの搬送時間について指摘があったことを受け、参考指標に「救急自動車による収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）」を追加した。

平成 20 年度目標設定表における「都道府県・消防本部ヘリコプターによる出動状況」の指標と「消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移」は類似する指標であり、「消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移」の指標の方がより救急業務の効果を計る指標として有効であるため「都道府県・消防本部ヘリコプターによる出動状況」の指標を削除することとした。

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、小澤委員から参考指標「心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別救命率」に救命者数を加えるよう指摘があったこと及び同会議（平成 21 年 2 月 13 日開催）において同委員から AED の使用率も加えるよう指摘があったことを受け、検討した結果、参考指標「心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別 1 か月後生存率及び生存者数（AED による除細動の実施を含む）」に変更した。

4 政策の総合的な評価

（1）評価結果（総括）

本政策について、指標の達成状況をみると、「緊急消防援助隊の隊数」や「特定違反对象物数の改善」など平成 20 年度に目標年度を迎えた指標のうち過半数の指標において目標を達成し、また「救急救命士の配置された救急隊の割合」や「救急自動車に占める高規格救急自動車の割合」など目標年度に向けて着実に進捗している指標がほとんどであることがわかり、政策の基本目標に向け着実に取組の効果が現れていることが認められる。

評価内容の充実という視点では、「消防団員数」の指標に加え、新たに「女性消防団員数」、「女性消防団員を採用している消防団の割合（都道府県比較含む）」及び「消防団協力事業所表示制度導入市町村数」を指標として掲げたことにより、進捗状況の詳細な分析を行えるようにしたところである。

（2）基本目標等の達成状況の分析

（A）大規模地震・大規模災害に対する備えの強化

（a）防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進

（必要性）

公共・公用施設の多くは不特定多数の利用が見込まれるほか、地震災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められることから、災害応急対策を円滑に実施するために、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設などの公共施設等の耐震化が必要である。

（有効性）

防災拠点となる公共施設等の耐震化については、公共施設等耐震化事業（起債事業）による財政支援や地方公共団体の担当者のために「防災拠点の耐震化促進資料（耐震化促進ナビ）」を作成し、

情報提供を行うことにより地方公共団体における公共施設等の耐震化について支援しているところである。

こうした取組の効果もあり、防災拠点となる公共施設等の全体の耐震率は、平成 17 年度の調査では、平成 21 年度末の耐震率を 59.8%と見込んでいたが、平成 20 年度の調査から平成 19 年度末の耐震率が 62.5%という結果を得られ、既に見込みを上回っていることから、耐震化促進のための取組に有効性が認められる。

(b) 緊急消防援助隊の充実と運用の強化

(必要性)

東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震等の発生が危惧されていることや、活断層等により局部的に甚大な被害をもたらす地震の危険性が指摘されるなど、近年、大規模地震等の災害への対応力の強化が緊急の課題となっているため、大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊の増強が必要である。

(有効性)

東海地震活動計画や首都直下地震等の最新の被害想定等を踏まえ、緊急消防援助隊に関する基本計画において平成 20 年度末を目処に登録部隊数を 4,000 隊規模へ増強することとした。この目標に向け増強整備を促進した結果、平成 21 年 4 月 1 日現在で 4,165 隊の登録となり、目標の隊数に到達したことから施策の有効性が認められる。

また、全国を 6 ブロックに分けて地域ごとに緊急消防援助隊の合同訓練を実施しているほか、緊急消防援助隊の機動力の強化等を図るため、消防組織法の改正を行い(平成 20 年 5 月公布)、さらに、平成 20 年度補正予算(第 1 号)において、被災地において活動する緊急消防援助隊の後方支援のため、ヘリコプター動態管理システムや燃料補給車などの資機材及び車両等を無償使用制度により配備した。こうした取組を通じて、災害発生時の対応力の強化に有効な施策を実施しているところである。

(c) 航空機の利活用による被災地情報の収集能力の向上

(必要性)

消防防災ヘリコプターはその機動性を生かした救急活動や災害時の消防活動等に有効であり、平成 19 年中に災害出動件数は 6,349 件と平成 7 年当時 1,980 件の 3 倍を超すなど、需要が高まっているところである。平成 20 年 10 月 1 日現在、45 都道府県 53 の地方公共団体において 71 機が運航されているが、夜間対応をしているのは仙台市、埼玉県、東京消防庁のみであり、消防防災ヘリコプターの出動需要に対応するためにも、24 時間運航体制を確保することが必要である。

また、大規模災害時には消防部隊の規模、配備場所等を決定するため、被害状況や活動状況等を早期に把握することが重要であり、消防防災ヘリコプターに搭載されたカメラで撮影された映像情報を消防本部等へ伝送することが必要である。

(有効性)

消防防災ヘリコプターの夜間運航については、平成 19 年 10 月より消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会において、365 日・24 時間運航体制について検討を行い、平成 21 年 3 月に取りまとめた報告書において、その体制構築のための方策、目標設定のあり方、体制実現に伴う諸課題の解決策が整理されたことから、施策の有効性が認められる。

また、消防防災ヘリコプターに搭載するヘリコプターテレビ電送システムについては、緊急消防援助隊設備整備費補助金の対象としているところであるが、この仕組みを利用するなどして平成 20 年 10 月 1 日現在で 71 機中 44 機(2 機で 1 台のカメラを共有しているものも含む)に整備されていることから、施策の有効性が認められる。

(d) テロ災害対応資機材の整備、テロ災害対応訓練の充実

(必要性)

平成 13 年 9 月 11 日の米国同時多発テロの発生や平成 17 年 7 月 7 日のロンドン同時爆破テロ、平成 20 年 11 月のインドムンバイ同時多発テロなど世界各地でテロ事件が起きており、日本国内でもその発生が危惧されているところであり、テロ災害に対応するための体制整備が必要となっている。

(有効性)

テロ災害に対応するため、高度な救助技術に関する知識・技術、各種資格を兼ね備えた救助隊員で構成される特別高度救助隊(東京都及び政令指定都市)・高度救助隊(中核市等)を整備するとともに、平成 20 年度に特別高度工作車 5 台を主要都市に配備したほか、携帯型化学剤検知器 24 器を特別高度救助隊等に各 1 器を配備し、全国的な災害対応能力の強化が図られたことから、施策の有効性が認められる。

また、消防大学校においては N B C テロ災害発生時における適切な消防活動を確保することを目的として、平成 16 年度から N B C 災害講習会を設置するとともに、平成 18 年度からは特別高度救助隊等の養成講座として、緊急消防援助隊教育科(特別高度救助コース等)を設置し、テロ災害への対応訓練の充実が図られたことから、施策の有効性が認められる。

(e) 原子力施設における消防体制の充実・強化

(必要性)

平成 19 年 7 月の新潟県中越沖地震に伴い発生した東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所所内変圧器火災の際、原子力施設の自衛消防の不備に加え、消防機関への通報が遅れたこと等により適切な応急対応が講じられなかった。このように大規模災害の発生に伴い原子力施設等で火災等が発生した場合は、平時より活動困難性が高くなり応急対応に当たる者には高い習熟性が求められることから、この事故の教訓を踏まえた原子力施設の消防体制の強化を早急に講じる必要がある。

(有効性)

上記の事故の教訓を踏まえ、平成 19 年度中に経済産業省原子力安全・保安院と連携して原子力

発電所等の自衛消防体制について検討するとともに、「原子力施設における消防活動対策マニュアル」の見直しを行い、新たに「原子力施設における消防活動対策マニュアル - 地震対策編 - 」をとりまとめた。また、平成 20 年度には「原子力施設における消防訓練のあり方に関する検討会」を開催し、原子力事業者と消防機関等との連携による消防モデル訓練を実施するなどして報告書を取りまとめ関係機関に提供したところであり、PDCA サイクルに基づく実践的な消防訓練を通じて、関係機関等が連携した消防活動体制の充実強化が図られていくことが期待されることから、施策の有効性が認められる。

(B) 消防防災・危機管理体制の強化

(a) 消防の広域化の推進

(必要性)

災害の多様化・大規模化や住民ニーズの変化など、消防を取り巻く環境が急速に変化する中で、特に小規模な消防本部においては、出動体制、消防車両・専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面で厳しい状況にあることが指摘されている。そのため、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることが必要である。

(有効性)

消防の広域化を推進するため、平成 18 年 6 月に改正された消防組織法に基づき、同年 7 月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定した。また、消防広域化アドバイザーの派遣や消防広域化セミナーの開催などにより、国民への消防の広域化の普及啓発や消防の広域化を検討・推進する市町村等への助言等を行うとともに、広域化を支援する財政措置を講じてきたところである。

これにより、各都道府県において広域化推進計画の策定が進められるとともに、平成 21 年 4 月 1 日には 3 件の市町村の消防の広域化が実現されるなど、消防の広域化に向けた取組みが着実に進行していることから、施策の有効性が認められる。

(b) 消防団の充実強化

(必要性)

消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動をはじめ多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしていることから、災害の複雑多様化、大規模化に的確に対応するために消防団のより一層の充実強化と活性化を図る必要がある。

(有効性)

平成 20 年 4 月 1 日現在の団員数は 888,900 人と平成 19 年 4 月 1 日現在の団員数 892,893 人から 3,993 人の減少となっており、昨年の評価時に引き続き減少している。

こうした、消防団員の減少傾向を踏まえ、消防庁では平成 18 年度から事業所が勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、消防団への協力により事業所の社会貢献が認められる消防団協力事業所表示制度を開始した。平成 20 年 10 月 1 日現在で 409 市町村がこの制度を導入して

おり、平成 19 年 10 月 1 日現在の 107 市町村と比べて 302 市町村の増加となっている。また、消防団協力事業所表示制度の他にも、機能別団員・分団制度、休団制度の活用等の推進、消防団員確保アドバイザーの派遣、消防団員入団促進キャンペーンの実施等の施策を講じているところである。

これらの事業により、平成 18 年 4 月 1 日現在から平成 19 年 4 月 1 日現在の減少数である 7,144 人に比べ、平成 19 年 4 月 1 日現在から平成 20 年 4 月 1 日現在の減少数は 3,993 人で対前年比 3,151 人と、その減少幅が小さくなっている。依然として、新任団員（6 万人程度）を上回る退職団員数をカバーするには至っていないが、消防団員数の減少に歯止めがかかってきている。

一方で女性消防団員数は、平成 20 年 4 月 1 日現在で 16,699 人と平成 19 年 4 月 1 日現在と比較して 1,197 人増加しており、また女性消防団員を採用している消防団の割合も平成 20 年 4 月 1 日現在で 46%と平成 19 年 4 月 1 日現在と比較して 3 ポイント向上している。

また、平成 20 年度補正予算（第 2 号）及び平成 21 年度補正予算（第 1 号）において消防団員の技術の向上のため、消科機材や救助資機材を搭載した車両や救助資機材を全額国費により調達し消防団に配備することとしている。

上記のことから消防団員の確保や消防団の充実強化対策に有効性が認められる。

女性消防団員を採用している消防団の割合の都道府県比較
(平成20年4月1日現在)

都道府県	消防団数(A)	うち女性を採用している消防団数(B)	女性を採用している消防団の割合(B/A)
北海道	214	132	61.7%
青森県	49	19	38.8%
岩手県	39	29	74.4%
宮城県	49	25	51.0%
秋田県	33	11	33.3%
山形県	35	23	65.7%
福島県	60	14	23.3%
茨城県	50	14	28.0%
栃木県	37	8	21.6%
群馬県	40	6	15.0%
埼玉県	71	33	46.5%
千葉県	50	20	40.0%
東京都	98	70	71.4%
神奈川県	64	29	45.3%
新潟県	38	24	63.2%
富山県	15	11	73.3%
石川県	23	13	56.5%
福井県	18	6	33.3%
山梨県	28	4	14.3%
長野県	81	49	60.5%
岐阜県	46	17	37.0%
静岡県	41	18	43.9%
愛知県	341	112	32.8%
三重県	39	21	53.8%
滋賀県	26	14	53.8%
京都府	55	22	40.0%
大阪府	42	13	31.0%
兵庫県	65	26	40.0%
奈良県	39	11	28.2%
和歌山県	36	11	30.6%
鳥取県	19	12	63.2%
島根県	21	13	61.9%
岡山県	27	14	51.9%
広島県	30	22	73.3%
山口県	21	16	76.2%
徳島県	27	10	37.0%
香川県	17	2	11.8%
愛媛県	20	19	95.0%
高知県	40	21	52.5%
福岡県	84	38	45.2%
佐賀県	35	23	65.7%
長崎県	23	16	69.6%
熊本県	48	35	72.9%
大分県	33	10	30.3%
宮崎県	37	20	54.1%
鹿児島県	46	14	30.4%
沖縄県	30	14	46.7%
計	2,380	1,104	46.4%

(c) 消防救急無線のデジタル化の推進

(必要性)

消防救急無線は、消防本部（消防指令センター）・消防署と消防隊・救急隊を結ぶ通信網である。現在のアナログ通信方式では、秘話性が確実に担保されずプライバシーの保護に問題があるほか、使用できるチャンネル数に限りがある等の課題があるが、デジタル化によって、暗号化が可能となり秘話性が増す上、デジタル・ナロー化によりチャンネル数が増加し、大規模災害時等の広域応援体制でも確実な情報伝達が行えるほか、音声のみならず文字情報等のデータ伝送も可能となる等のメリットが大きい。このため、アナログ通信方式の使用期限である平成 28 年 5 月 31 日までに、円滑な消防救急無線のデジタル化を推進する必要がある。

(有効性)

平成 20 年度は大規模災害時等における広域応援に対応可能となるよう、消防救急デジタル無線の全国共通の仕様の検討や、技術的な提案・助言を行うための技術アドバイザーの派遣等の技術的支援等により、各消防本部において整備に向けた本格的な設計が開始されたことから、施策の有効性が認められる。また、平成 21 年度補正予算（第 1 号）においては、各消防本部での整備に先駆けて実証実験を行い、整備のためのモデルケースを示すことで整備促進を図ることとしている。

(効率性)

消防救急無線のデジタル化により、秘話性の向上、チャンネル数の増加のほか、音声のみならず文字情報等のデータ伝送も可能となることから、消防指令業務・消防救急業務の効率化が図られる。

(d) ICTの進展に対応した 119 番緊急通報等の高度化

(必要性)

近年、電話については、固定電話から携帯電話、さらには IP 電話へと急速に需要が拡大している。また、電話以外のメールやインターネットについても、携帯電話等のモバイル端末からも容易に利用可能となっている。こうした情報通信技術（ICT）の進展・普及に対応して、IP 電話や携帯電話等からの通報があった際に通報者の位置を特定するシステム、聴覚障害者等の災害時要援護者からのメール・Web 通報受信システムなど、様々な通信手段に対応した緊急通報等の高度化について検討し、消防・救急活動の迅速化を図っていく必要がある。

(有効性)

現在、通報者の位置を特定するシステムについて、固定電話の発信位置を特定するシステムと、携帯電話・IP 電話の発信位置を特定するシステムの 2 つが消防本部において運用されている。平成 20 年度においては、システム導入経費及びランニングコストの低減化、システム運用の簡素化等の観点から、これら 2 つのシステムの統合について検討を行った結果、新たな統合システムの費用低減化効果等が確認されるとともに、その運用開始時期が平成 21 年度第 3 四半期頃との結論が得られた。また、平成 20 年度補正予算（第 2 号）及び平成 21 年度補正予算（第 1 号）においては、安定的なシステム運用を図るため、実運用開始前にネットワーク接続による基本動作、既存指令台との連動性等を検証する実証実験を実施しており、こうした取組を通じて 119 番緊急

通報等の高度化が進展していることから、施策の有効性が認められる。

(e) 国・地方を通じた国民保護体制、危機管理体制の充実強化

(必要性)

平成 16 年 9 月 17 日の国民保護法の施行により、消防庁は、地方公共団体との連絡調整に関する重大な役割を担うこととされ、また、地方公共団体においても、武力攻撃事態等が発生した際には、警報や避難の指示の住民への伝達、安否情報の収集・提供等、国民保護措置の多くを実施する責務を有することとなった。各地方公共団体には国民保護関連事案に対する体制の整備はもとより自然災害や新たな感染症など、住民の安心・安全を脅かす様々な危機管理事案に対しても的確かつ迅速な対応が求められている。このことから、消防庁では地方公共団体の危機管理体制をより一層充実強化し、国・地方が密接に連携した国民保護体制、危機管理体制を構築する必要がある。

(有効性)

消防庁では平成 18 年度から「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」を開催し、平成 19 年度には主に都道府県、平成 20 年度には主に市町村における危機管理組織のあり方、危機管理事案への対応のあり方、平素から取り組むべき事項などを検討し報告書を取りまとめ地方公共団体に提言を行ったところである。

また、国民保護事案に対応するための、対処能力の向上や関係機関との連携の強化を図るため、国民保護訓練を実施している。平成 20 年度は、国と地方公共団体が共同で行う訓練（以下「共同訓練」という。）が昨年度より増加しており、18 件が実施された（平成 19 年度は 15 件）。

こうしたことから施策の有効性が認められる。

(f) 国民への情報伝達体制の強化

(必要性)

国民保護法においては、有事の際に、住民への情報伝達が義務づけられており、いかに迅速に伝達できるかが被害の最小化のために極めて重要な要素である。そのため、対処に時間的な余裕がない場合において、消防庁から衛星通信ネットワークを用い市町村防災行政無線（同報系）等を通じて、情報等を人手を介さず、瞬時かつ自動的に住民に伝達する全国瞬時警報システム（J - A L E R T）の整備を進めることが必要である。

(有効性)

防災基盤整備事業の対象として、デジタル方式について起債充当率 90%、交付税算入率 50% と通常より有利な財政支援措置を講じてきたこと等により、市町村防災行政無線（同報系）の整備率は、平成 20 年 3 月 31 日現在で 75.5%（対前年度比 0.3 ポイント増）となり着実に増加していることから、施策の有効性が認められる。

なお、平成 21 年度補正予算（第 1 号）においては、市町村防災行政無線（同報系）の安価な整備を可能とするために実証実験を行い、整備のモデルケースを示すことで更なる整備促進を図ること

としている。

また、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）については、平成 21 年度補正予算（第 1 号）で新設される防災情報通信設備整備事業交付金により、全市区町村に一齐に整備することとしている。

こうした取組により、有事における国民への情報伝達体制の強化が図られることから、当該施策の有効性が認められる。

（効率性）

市町村防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）などの情報伝達・提供手段を整備することで、効率良く迅速かつ確実な情報を国民に伝達・提供することが可能となっている。

（g）国際消防援助体制の充実

（必要性）

災害から国民の生命、身体及び財産を守るということは万国共通の課題であり、消防防災分野における国際協力は必要性の高い分野である。都市型災害救助技術を駆使しての災害救助活動は、今日の国際救援において主たるものとして要請されるものであるが、我が国が実施する国際災害救助活動に、主体的に当たる消防庁の役割は国内外から大きく期待されているところである。

（有効性）

消防庁では昭和 61 年に国際消防救助隊（IRT-JF）を整備。その翌年の「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の公布、施行に伴い、これ以降国際消防救助隊は、国際緊急援助隊の救助チームの主力として、被災国からの救援要請が寄せられるたびに、各地での緊急救助活動要員として常に派遣され、活動に当たってきているところである。近年では、平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震・インド洋津波災害、平成 17 年 10 月のパキスタン・イスラム共和国地震災害への派遣し、また、平成 20 年 5 月に発生した中国四川省における大地震災害においては、国際消防救助隊員 17 人を派遣し、持てる都市型災害救助技術を発揮し活動を行った。救助隊員の勤勉かつ真摯な救助の姿勢には中国側から大いなる共感と謝意が示され、同年 7 月の北海道洞爺湖サミットの際に来日した胡錦濤国家主席から派遣隊員の代表に直接謝辞が寄せられるなど、日中友好に大きく寄与することとなった。

また、国際緊急援助隊の救助機能の向上のため、消防庁独自の取り組みとして、登録隊員を対象に毎年「国際消防救助隊セミナー」を開催し、国際緊急援助活動に臨むための知識、実技の向上に努めているほか、J I C A 主催の国際緊急援助隊救助チーム合同訓練にも参加し、警察庁や海上保安庁などの関係機関との連携、技術の共有を主体的に深めているところである。

こうした取組により、国際消防援助体制の充実が図られていることから、当該施策の有効性が認められる。

（h）消防の国際協力及び国際交流の推進

（必要性）

過去の様々な災害を経験している我が国では、消防防災分野における制度、技術の改善を重ねて

きており、積極的な国際社会への貢献が求められている。特にアジア諸国は、人口の増大と都市化が進む一方で、各種の災害に対しせい弱であることに鑑み、我が国は、同域内における各国から消防防災施策の向上やこれに資する体制整備への支援について大きく貢献することが要請されている。

(有効性)

アジア域内の近隣諸国を主たる対象とし、対象国の個別の実情にも十分即した形で我が国の消防防災に関する技術や知見に関する情報を提供し、その過程を通じて広域的な消防防災のための人的ネットワーク形成、広域的な災害能力向上の発現を期して、平成 19 年から定期的にアジア国際消防フォーラムを開催している。平成 20 年度はトルコ共和国で開催し、同国の消防防災能力の向上を支援する観点から、震災対応等を経て整備された我が国の消防防災機能の概要等に関し、トルコ側関係者への講習を行った。

また、JICA、地方消防本部局との連携・協力の下で、開発途上国からの研修員受け入れや、現地への専門家派遣といった国際協力を実施している。研修員受け入れについては、平成 20 年度も例年どおり主に各地の発展途上国の消防吏員を対象に 2～3 か月に及ぶ集団研修を実施した他、各国消防防災担当庁、在京大使館等からの協力依頼に応え、随時の研修事業、情報提供等も実施している。現地への指導者派遣についても、平成 20 年度中も、これまで同様、各般の要請に基づき積極的な対応に努めた。

これらいずれの措置についても、各国からは、我が国消防防災施策の実際を理解する上で有効な機会を得られたとの評価を得ており、こうした取組から施策の有効性が認められる。

(C) 火災予防対策等の積極的推進

(a) 住宅防火対策の推進

(必要性)

住宅火災による死者数は、平成 15 年以降連続して 1,000 人を超えるなど、高水準が続いており、住宅防火対策の一層の推進が必要である。

(有効性)

住宅火災による死者の多くは 65 歳以上の高齢者であること、また、約 6 割は逃げ遅れによるものであることなどの状況を踏まえ、平成 16 年 6 月に、住宅用火災警報器等の設置を義務付ける消防法改正を行った（新築住宅については、平成 18 年 6 月 1 日から、既存住宅については、各市町村条例で定める日から適用され、平成 23 年 6 月には全ての市町村で適用される。）。また、住宅用火災警報器等の設置及び適切な維持管理等に係る普及啓発のため、シンポジウムの開催や各種関係機関・報道機関に情報提供を行い、地域に密着した組織（消防団、婦人（女性）防火クラブ等）と連携して官民一体となった活動をしている。さらに平成 20 年度には、住宅用火災警報器の早期普及を国民の安心・安全を守る極めて重要な課題として国民運動的に展開するため、住宅用火災警報器設置推進会議を設置し、平成 23 年 6 月までに全ての住宅に住宅用火災警報器を設置し住宅火災の死者数を半減することを目指すという目標を掲げたところである。

こうした住宅防火対策の結果、住宅火災による死者数は平成 18 年の 1,187 人から、平成 19 年の

1,148人、平成20年の1,123人（概数値）と着実に減少しており、施策の有効性が認められる。

（効率性）

住宅用火災警報器等設置義務化の普及啓発については、政府広報等の広報手段だけでなく、住宅防火対策推進シンポジウムの開催や各関係機関及び報道機関への情報提供、更には地域に密着した組織（消防団、婦人（女性）防火クラブ等）と連携した広報活動により、国民への周知を効率的に実施した。

（b）放火防止対策の推進

（必要性）

放火による火災（放火の疑いによるものを含む。）は、平成9年から12年連続して出火原因の1位である（平成20年中の全火災件数の20.45%（概数値）。）ことから、火災件数の減少には放火火災防止対策の推進が必要である。

（有効性）

平成16年に取りまとめた「放火火災防止対策戦略プラン」に基づくチェックリストを活用した住民による自己評価の取組等を、全国の消防機関において、春と秋の全国火災予防運動等を通じて推進している。

こうした放火火災防止対策を実施した結果、平成20年の放火火災件数（放火疑いを含む。）は10,750件（概数値）で平成19年の11,268件と比較して518件減少していることから、施策の有効性が認められる。

（効率性）

春と秋の全国火災予防運動等を通じ、「放火火災防止対策戦略プラン」に基づくチェックリストを活用した住民自らの自己評価による取組を推進することにより、消防機関と住民が一体となって効率的に「放火されない環境づくり」の確立を図った。

（c）製品火災原因調査の充実

（必要性）

最近の火災の出火原因は多様化しているが、その中で電気用品、燃焼機器、自動車等といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる火災が多発しており、国民生活あるいは消費者の安心・安全が強く求められている。

（有効性）

消防庁では、製品火災の調査を実施しており、平成19年中の電気用品、燃焼機器、自動車等のいわゆる製品を発火源とする火災は4,943件であった。このうち、全体の7割を超える3,669件が使用方法の間違いなどによる「製品欠陥によらないことが明らかなもの」であったが、一方で「製品の欠陥によることが明らかなもの」が165件、「製品欠陥によるか否か不明なもの」が1,109件となっており、これらの情報については収集した情報を関係機関と共有し、製品火災対策に活用するため製造事業者名と製品名を公表した。

また、調査結果から「製品欠陥によるか否か不明なもの」が多くあるが、火災原因の詳細な分析を行う機器を現地で調達することが困難なことから、高度な調査分析装置（デジタルマイクロスコープ、X線透過装置等）を搭載した車両を平成20年度補正予算（第1号）で消防研究センターに整備し、現地において機動的かつ効果的な調査を可能としたところである。

これらの取組により、製品火災対策の充実強化が図られたことから施策の有効性が認められる。

（d）安全性が確保されていない建築物における防火安全対策の推進

（必要性）

多数の人を収容する防火対象物については、火災が発生した際、甚大な人的被害を及ぼす可能性があるため、平成15年10月の消防法改正により、防火対象物のうち収容人員が300人以上の特定用途のもの等に、1年に1回、防火対象物点検資格者による防火対象物定期点検報告を義務付けたところである。

また、特定違反对象物（床面積1,500㎡以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が11以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の過半にわたって未設置の防火対象物をいう。）についても、火災発生時における人命の危険性が大きいことから、その早急な違反是正が必要である。

（有効性）

防火対象物定期点検の実施については、平成19年度当初は49.0%の実施率であったが平成20年度当初は48.5%と0.5ポイント減少しており、実施率の向上のため一層の指導が必要である。

特定違反对象物については、平成9年度末には360件あった違反对象物数が、平成20年度末には134件と大きく減少したことから、違反是正の指導に有効性が認められる。

（e）危険物施設等の安全対策の強化、危険物事故防止のための制度の見直し

（必要性）

ひとたび事故が発生すると、甚大な被害をもたらす危険物施設における火災・流出事故の件数は、昨年度より減少したものの、依然として高い水準で推移していることから、引き続き危険物事故防止対策を推進していく必要がある。

また、温暖化対策推進のため、化石燃料の代替品としてバイオマス燃料の開発、普及が進んでいることから、それらの新技術・新素材に関する安全対策に取り組むことが必要となっている。

（有効性）

「危険物事故防止アクションプラン」を定め、危険物事故防止のための情報や認識を共有するとともに、平成20年5月に改正された消防法（平成20年8月施行）に基づき危険物流出等の事故原因調査ができるようにするなど、危険物事故の減少を図るための施策に取り組んだ結果、平成20年中の危険物施設における火災・流出事故の件数は、560件（前年603件）に減少したことから、危険物施設等に対する安全対策の強化の有効性が認められる。

バイオマス燃料の安全対策としては、高濃度エタノール混合ガソリン等に関する安全性の評価、

火災予防上有効な対策の検討を実施している。

(f) 石油コンビナート災害対策の強化

(必要性)

一定量以上の石油又は高圧ガスを取り扱う事業所が集積している石油コンビナート等特別防災区域における事故は近年増加傾向にあり、平成 19 年中の事故件数は過去最多となっている。特に、大量の石油及び高圧ガスを取り扱う特定事業所において事故が多く発生している。また、事故の特徴としては、漏えい事故が大きく増加するとともに、屋外タンク貯蔵所の事故件数が前年の 2 倍になる等、大規模な事故の発生及び拡大が懸念される状況になっており、これらの災害に対する防災対策を強化することが必要となっている。

また、平成 15 年の十勝沖地震によって発生したナフサタンクの全面火災を受け、石油コンビナート等災害防止法(以下「石災法」という。)及び同施行令の改正により直径 3 4 メートル以上の浮き屋根式屋外タンク貯蔵所が存する特定事業所に大容量泡放射システムの配備が義務付けられ、政令で定める全国 1 2 の区域に設置された広域共同防災組織又は共同防災組織(以下「組織等」という。)に配備された。同システムの故障、複数のタンクの被災及び消火薬剤の不足等の事態の発生に備えて、他の組織等に配備された同システムを相互活用するための検討を行う必要がある。

(有効性)

平成 19 年中に事故が多発したことを踏まえ、平成 20 年 7 月に道府県、市町村、特定事業者(関係業界団体経由)に対して通知を発送し、事故防止体制の充実強化の徹底が図られたことから有効性が認められる。

また、大容量泡放射システムの配備に関して、平成 20 年度に「大容量泡放射システムの相互活用等の促進に向けた防災体制のあり方に係る検討会」を実施し、システム構成資機材(砲、ポンプ、混合器及びホース等)の相互活用のあり方について検討するとともに、組織等による相互応援の体系、応援要請の仕組み・流れ及び泡消火薬剤の相互融通のあり方等についてとりまとめ、関係機関に提供したことにより、万一の石油コンビナート災害発生時の消火活動体制の充実強化が図られたことから施策の有効性が認められる。

(g) 消防防災に係る科学技術の研究・開発

(必要性)

複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、新技術等を消防防災分野に積極的に導入するための研究開発が極めて重要であり、より災害現場に密着した実践的な技術開発・応用研究等を行い消防防災科学技術の高度化を図り、消防防災活動や火災予防等の業務に利活用することが必要である。

(有効性)

平成 19 年 2 月に「消防防災科学技術高度化戦略プラン」を改訂するなど、特殊・特異化する災害等に対し迅速かつ高度で効果的な消防防災活動を可能にする科学技術の推進を戦略的に実施してい

る。

また、消防防災科学技術に係る研究の提案公募型の助成制度である消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）を引き続き推進している。当制度が創設された平成 15 年度から平成 20 年度までに 70 件の研究課題を採択し、予算額としては約 18.2 億円を措置している。また、終了した研究課題は 57 件あり、得られた研究成果については、研究結果報告会を開催したり、研究開発事例集を作成するなど、研究結果の還元に努めている。主な研究課題としては、平成 17 年度において「2 流体ノズル PAG を用いた水損低減型消火システムの開発研究」（既に製品化され、横浜市安全管理局において導入されている）が、また、平成 19 年度において「少量型消火剤の開発と新たな消火戦術の構築」（既に製品化）といった研究課題が、産学官連携推進会議において総務大臣賞を受賞している。こうした取組を実施し、産学官の連携を強化していることなどから、消防防災科学技術の向上により、効果的な消防防災活動等の実施による被害の予防、軽減等を図るための施策として有効性が認められる。

（効率性）

消防防災に係る科学技術の研究・開発について、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）を引き続き推進し、火災等の災害時の消防防災活動等を行う消防本部等のニーズ等が反映された緊急性や迅速性が求められる研究開発課題に重点化を図るとともに、産学官連携により効率的な研究を実施している。

（D）地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化

（a）自主防災組織等の地域の防災組織への活動支援

（必要性）

地域住民の連帯意識に基づく組織である自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の普及、災害危険箇所等の巡視、資機材の整備等を行っており、災害時においては、出火防止や初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、情報収集・伝達、給食・給水等を行うなど地域における消防防災について非常に重要な役割を担っていることから、自主防災組織の結成促進が必要である。

また、自主防災組織等の地域住民の防災意識高揚のため、消防職団員の指導のもと消火訓練・応急手当訓練等を実施する場の確保も必要である。

（有効性）

消防庁では、テレビ番組、ホームページ等による防災活動の普及啓発等を実施するとともに、自主防災組織活動を進めるための指針である「自主防災組織の手引き」（冊子）や自主防災組織結成のためのポイントを示した「自主防災組織の結成に向けて」（CD-ROM）を作成し、それぞれ各地方公共団体等へ配布した。こうした媒体を用いた国・地方公共団体の取組の結果、自主防災組織の活動カバー率は平成 20 年 4 月 1 日現在で 71.7%と平成 19 年 4 月 1 日現在の 69.9%と比べて 1.8 ポイント向上したことから施策の有効性が認められる。

また、地域の自主防災組織とその他の団体が連携し、公民館、消防団詰所などを活動拠点として、

防災・防犯活動などを幅広く展開する「地域安心安全ステーション」の整備モデル事業を平成 16 年度から実施しており、平成 20 年 4 月 1 日までに計 412 団体でモデル事業を実施した。平成 18 年度からは地域安心安全ステーションの全国展開を図るため、事業実施団体のリーダーや有識者などによる講演等により地域安心安全ステーションの理解を深める出前講座を年 6 か所で実施している。こうした取組が自主防災組織等の地域住民の防災意識の高揚につながっているところであり、有効性が認められる。

(b) 災害時要援護者の避難支援対策の促進

(必要性)

ここ数年の風水害や豪雪においては、犠牲者の大半が高齢者であった。災害時に犠牲となる人を減少させるためには、必要な情報を迅速かつ確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人（以下「災害時要援護者」という。）一人ひとりに対して避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画を地方公共団体が地域の実情に合わせて策定することが必要である。

(有効性)

災害時要援護者の問題に対しては、関係省庁が協力しつつ、有識者からなる検討会を立ち上げ検討を進め、平成 17 年 3 月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成 18 年 3 月に改訂)をとりまとめ、内閣府、消防庁、厚生労働省の連名で各地方公共団体に通知したところである。「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」においては「情報伝達体制の整備」、「災害時要援護者の情報の共有」、「災害時要援護者の避難支援計画の具体化」等を課題として挙げ、一人ひとりの要援護者に対して複数の支援者を定める等の具体的な避難支援計画の策定等を市町村に対して要請している。

こうした取組により、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「全体計画」を策定している市町村は平成 19 年度末現在で 239 団体と平成 18 年度末の 204 団体から 35 団体増加した。また、「全体計画」を受け、実際に災害時要援護者一人ひとりに対する避難支援計画を策定している市町村は平成 19 年度末現在で 138 団体と平成 18 年度末の 72 団体からほぼ倍増していることから、取組の有効性が認められる。

(c) 救助活動を行う民間との連携推進

(必要性)

全国各地域においては、様々な民間団体が人名救助活動を実施しているが、消防機関など公的救助機関との連携は十分になされていない。救助力を始めとする地域の災害対応能力の充実を図るためには公的救助機関と人命救助活動を実施している民間団体との連携・協力関係を構築することが必要である。

(有効性)

消防庁では、救助活動における民間団体との連携を推進するため、平成 20 年度に「地域の救助活動の体制強化に関する調査・研究会」を立ち上げた。平成 20 年度は、消防機関による出動だけでも

近年、3,000件を超え増加傾向にある水難事故に対する救助をテーマとして取り上げた。研究会では、公的救助機関とライフセービング団体との水難事故への対応における連携方策、水難事故を未然に防止するための措置、ライフセービング団体に対する各種支援策の3つの論点から整理を行い、報告書を取りまとめ、各地方公共団体に情報提供したところであり、こうした取組により、救助分野における公的機関と民間団体との連携推進が期待されることから、有効性が認められる。

(d) 救急体制の整備

(必要性)

現在、少子高齢化の進展や住民意識の変化等に伴って救急需要が拡大しており、平成19年中の救急出場件数については、過去最高の5,293,403件(対前年52,925件増)となっている。また、救急自動車の現場到着所要時間が7.0分(対前年0.4分増)、救急自動車による収容所要時間(救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間)が33.4分(対前年1.4分増)と延びている。救急需要対策については、真に救急自動車を必要とする傷病者へ円滑に対応することができる救急搬送・受入れ体制を確保することが重要であり、消防機関と医療機関との連携強化が必要となっている。

また、高度な救急救命処置の実施により救命率の向上が期待できることから、引き続き救急救命士の養成を促進するとともに、救急救命士の処置範囲の拡大に係る検討を行うほか、救急搬送時における救急救命士や救急隊員による質の高い救急救命処置等の実施を確保するため高規格救急自動車の整備促進を図る必要がある。

さらに、高病原性の新型インフルエンザの発生が危惧されている中、最前線で感染者、感染疑い者に対応する救急隊員の感染防止対策を早急に講じる必要がある。

(有効性)

平成20年4月1日現在の救急隊員数は59,222人と、前年比で6人増となっており、引き続き救急隊の確保に取り組み、救急体制の充実を図っているところであるが、これに加え、救急需要の増加への対応として、平成21年度事業として市民の救急相談に24時間、365日応じる窓口を設置するモデル事業を全国3か所で実施するとともに、救急相談に対応する職員に必要な経費等について平成21年度に普通交付税措置をしたところである。また、救急搬送先医療機関が速やかに決まらないこと等が要因で収容所要時間(救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間)が延びていることから、第171回通常国会において、都道府県が傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準を策定し公表すること、都道府県に当該実施基準に関する協議等を行うために消防機関と医療機関を構成員とする協議会を設置すること等を義務付けた消防法の一部改正案を提出し平成21年4月24日に可決成立したところである。

救急隊に配備されている救急救命士(運用救急救命士)の数は平成20年4月1日現在において18,336人(対前年比1,118人増)であり、救急隊員に占める割合も31.0%(対前年比0.7%増)と増加している。また、救急救命士が配置された救急隊の割合は88.5%(対前年比2.2%増)となっており、平成23年度に目標としている90%に向けて着実に進行している。さらに、救急救命士の

処置範囲も拡大しており、平成 15 年 4 月から医師の包括的指示下での除細動が、平成 16 年 7 月からは気管挿管が、平成 18 年 4 月からは薬剤投与がそれぞれ行うことができることとなった。これらの結果、救急救命士によって処置された傷病者の救命率は平成 18 年には 10.4%(対前年比 1.6%増)となっており、救命率の向上につながっている。

高規格の救急自動車の配備台数は、平成 20 年 4 月 1 日現在 4,503 台で、全体の 76.3%(対前年度比 1.6%増)を占めており、高度な救急救命士の運用体制の充実に係る財政措置(緊急消防援助隊設備整備費補助金、地方交付税措置等)等の取組の成果は上がってきている。なお、高規格救急自動車の配備を更に進めるため、平成 21 年度補正予算(第 1 号)において、追加で財政措置(緊急消防援助隊設備整備費補助金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金)を行うこととしている。

新型インフルエンザ対策として、消防本部に対し新型インフルエンザ感染防止用資器材を配備している。平成 20 年度当初予算においては、国外からの新型インフルエンザの流入に備えるため、主要 4 空港を管轄する消防本部に対し配備することとし、平成 20 年度補正予算においては、全国の消防本部に対し、新型インフルエンザの国内発生後 1 週間の救急出動に備えるための感染防止用資器材を配布した。また「消防機関における新型インフルエンザ対策のための業務継続ガイドライン」を平成 20 年 12 月に策定し、消防機関において業務継続計画の策定を要請したところであり、新型インフルエンザに対する取組の充実が図られている。

こうした取組により、救急体制の整備の取組の有効性が認められる。

(e) A E D・応急手当の普及啓発

(必要性)

平成 19 年中の救急自動車による平均現場到着所要時間は 7.0 分(対前年比 0.4 分増)と年々延びる傾向にある。心肺機能停止傷病者は、応急手当等を実施しない場合の救命率は著しく低くなることから救急自動車到着前のバイスタンダーによる応急手当の実施は、救命率の向上のために必要である。

実際、心肺機能停止傷病者に対する家族等による応急手当の実施有無別 1 か月後の生存率を見ると、応急手当が実施されている場合は、実施されていない場合よりも 0.7%高くなっている。また、心原性でかつ心肺機能停止の時点が一般市民に目撃された症例のうち一般市民による除細動が実施された場合(A E Dを使用した場合)は実施されない場合と比較して 32.8%高くなっており、これらのデータから応急手当の実施の有効性が確認できることから、応急手当の普及が必要である。

(有効性)

平成 19 年中は、約 157 万人が救命講習を受講し、心肺機能停止傷病者への応急手当の実施率も、前年比 3.9%増の 39.2%となるなど、消防機関による応急手当の普及啓発活動が一定の成果を上げていることから、取組の有効性が認められる。

(f) 災害時における消防と医療の連携推進

(必要性)

近年発生している新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震、JR西日本福知山線列車事故等に代表される大規模災害に際しては、緊急消防援助隊、各都道府県応援隊が被災地に派遣され、現地消防機関の指揮のもと救急救助活動を実施している。

このような救急救助現場において、消防機関が、医療機関と連携を密にした有機的な現場活動が必要であることは認識されているところであるが、具体的な議論を総合的に行う場が少なかったため、検討を行う必要がある。

(有効性)

消防庁では、平成18年度より「災害時における消防と医療の連携に関する検討会」を開催している。同検討会では、「災害時における消防と医療の連携マニュアルの作成」、「大規模災害時における救急救命士の指示体制及びプロトコールについて」及び「大規模災害時における救急救命士の活用について」の3点について検討を行った。平成21年3月に報告書を取りまとめ、災害時の消防と医療の連携に関する提言及び災害時におけるメディカルコントロール体制についても提言を行った。

その結果、災害時における消防機関と医療機関の連携体制に関し一定の方向性が提示されたことから、災害時における消防と医療の連携推進を促すことが期待され、有効性が認められる。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性(総括)

大規模地震・大規模災害に対する備えの強化

平成20年度においても岩手・宮城内陸地震等の大規模地震が発生し、多大な被害が発生した。こうした大規模な災害に対応するため、今後とも緊急消防援助隊の部隊・資機材の増強を進めるとともに、様々な災害を想定した訓練の実施、関係機関との連携を積極的に推進することが課題である。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化など災害に負けない施設等の整備も課題となっている。

消防防災・危機管理体制の強化

消防団の充実強化や消防の広域化の推進、消防救急無線のデジタル化推進など国内の消防防災体制の一層の充実を図ることはもちろん、北朝鮮のミサイル発射事案や核実験、中国四川省での大地震など国際情勢に対応し、国民保護体制の強化や海外への支援体制の強化も重要な課題となっている。

火災予防対策等の積極的推進

年間1,000人を超える住宅火災による死者を半減させるため、住宅用火災警報器の普及などによる住宅防火対策の一層の推進が課題となっている。また、近年発生した小規模な認知症高齢者グループホーム及びカラオケボックス店等における火災を踏まえ、火災の検証や研究を行うとともにその対応策を検討するなど建築物における防火安全対策が重要な課題となっている。

地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化

身近な安心・安全を確保するためには、消防団や自主防災組織、婦人(女性)防火クラブ等の地域に密着した団体の活動支援、連携強化とともに、民間企業とも協働し、住民と行政が一体となって地

域防災力を向上させることが課題である。また、近年の救急需要の増大や救急搬送における選定困難事案に対処するため、救急体制の強化、住民への普及啓発、消防機関と医療機関の連携が重要な課題となっている。

これらの課題に対し消防庁では、引き続き効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、国民への普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る政策を推進していく。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>ア 防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進</p> <p>【課題】 耐震化の緊急性の高い公共施設等に加え、防災拠点となる公共施設等全体の耐震化を着実に推進していくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 大規模地震・大規模災害に対する備えの強化</p> <p>【主な事務事業】 ・公共施設等耐震化事業（起債事業） ・防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査</p>	見直し・改善の方向性	引き続き、公共施設等耐震化事業（起債事業）等を活用し、防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進していく。なお、平成21年度より、地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び避難場所となる公共施設（Is値0.3未満）について、公共施設等耐震化事業（起債事業）の地方財政措置を拡充した（起債充当率90%のうち交付税算入率50% 2/3に拡充）。
（予算要求）		事業の継続を検討。
（制度）		従来どおり。
（実施体制）		従来どおり。
<p>イ 緊急消防援助隊の充実と運用の強化</p> <p>【課題】 緊急消防援助隊については、見直し後の基本計画に基づき、施設の整備と登録部隊数の増強を図り、大規模災害発生時における消防の応援体制を強化することが課題。</p> <p>また、過去の緊急消防援助隊の出動時の教訓を踏まえ、災害発生直後の情報収集体制の強化を図ることが課題</p> <p>【下位レベルの施策名】 大規模地震・大規模災害に対する備えの強化</p> <p>【主な事務事業】 ・緊急消防援助隊設備整備費補助</p>	見直し・改善の方向性	基本計画に基づき、登録部隊数4,500隊規模に向けた計画的な増強及び施設・設備等の充実強化を推進する。
（予算要求）		予算枠の拡大を検討。
（制度）		従来どおり。
（実施体制）		従来どおり。

今後の課題	取組の方向性	
<p>ウ 航空機の利活用による被災地情報の情報収集能力の向上</p> <p>【課題】 各都道府県等において、ヘリコプターによる情報収集に有効なヘリコプターテレビ電送システムの整備が図られることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 大規模地震・大規模災害に対する備えの強化</p> <p>【主な事務事業】 ・緊急消防援助隊設備整備費補助</p>	見直し・改善の方向性	ヘリコプターの整備に係る緊急消防援助隊設備整備費補助の配分方針について、原則として、カメラ・送信装置等からなるヘリコプターテレビ電送システムを搭載したものを配分対象とすることにより、当該システムの整備を促進する。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
(実施体制)	従来どおり。	
<p>エ テロ災害対応資機材の整備、テロ災害対応訓練の充実</p> <p>【課題】 引き続きテロ災害対応資機材の整備を図るとともに、実践的な特殊災害対応訓練の充実を図ることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 大規模地震・大規模災害に対する備えの強化</p> <p>【主な事務事業】 ・テロ災害対応資機材の再配置 ・実践的な特殊災害対応訓練の実施</p>	見直し・改善の方向性	日本国内においてもテロ災害の発生が危惧されていることから、テロ災害対応資機材の再配置を図り、テロ災害対応能力の向上を推進する。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
(実施体制)	従来どおり。	
<p>オ 原子力施設における消防体制の充実強化</p> <p>【課題】 原子力施設における火災等に迅速・的確に対応するため、関係機関の連携による現場指揮本部における指揮・命令系統や情報収集・伝達体制を整備し、更なる消防体制の充実強化を図ることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 大規模地震・大規模災害に対する備えの強化</p> <p>【主な事務事業】 ・原子力施設における現場指揮本部マニュアルの作成・配布</p>	見直し・改善の方向性	原子力施設等の災害時における指揮・命令系統や情報収集・伝達体制などの充実強化を図るため、消防機関と原子力事業者との連携による現場指揮本部のマニュアルの整備を行う。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従前どおり。
(実施体制)	従来どおり。	

今後の課題	取組の方向性	
<p>カ 消防の広域化の推進</p> <p>【課題】 災害の多様化・大規模化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、市町村の消防の広域化を推進することにより、消防体制の充実強化を図ることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 消防防災・危機管理体制の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防広域化推進アドバイザーの派遣 ・消防広域化セミナーの開催 ・手引き書の作成・配布 	見直し・改善の方向性	消防体制の充実強化が求められる中で、消防の広域化については、市町村が消防の広域化を検討する際にきめ細かく助言する方向で推進していく。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	支援制度の拡充の検討。
	(実施体制)	消防の広域化を推進するにあたり、広域化の一層の推進策、消防の広域化後の消防防災その他の行政体制のあり方の検討を行っていきたいと考えている。
<p>キ 消防団の充実強化</p> <p>【課題】 地域の防災力の低下を招かないよう消防団員数の減少傾向に歯止めをかけ、地域防災の中核的存在である消防団の強化のため団員数が増加に転じるような方策を引き続き検討することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 消防防災・危機管理体制の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団活動の周知のための各種媒体を活用した広報 ・消防団協力事業所表示制度の普及 ・消防団員確保アドバイザーの派遣 	見直し・改善の方向性	消防団の充実に関しては、引き続き団員数の増加を図るため、資機材等の整備、団員の処遇等の改善、事業所との連携、マスメディア等を活用した広報の実施を図るなど、消防団員の確保・活動環境の整備を行っていく。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。

今後の課題	取組の方向性	
<p>ク 消防救急無線のデジタル化の推進</p> <p>【課題】 平成28年5月末までに、各消防本部における円滑なデジタル化を図ることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 消防防災・危機管理体制の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術アドバイザーの派遣、チャンネルプランの作成等の技術的支援 ・防災基盤整備事業、緊急消防援助隊整備費補助金等による財政支援 	見直し・改善の方向性	平成21年度補正予算（第1号）において実施する実証実験の結果も踏まえ、技術面・財政面の両面から支援を行い、アナログ通信方式の使用期限である平成28年5月末までに、各消防本部における円滑なデジタル化を推進していく。
	(予算要求)	拡充。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。
<p>ケ ICTの進展に対応した119番緊急通報等の高度化</p> <p>【課題】 情報通信技術（ICT）の進展・普及に伴って出現する様々な通信手段に対応した緊急通報等の高度化について検討し、消防・救急活動の迅速化を図る。</p> <p>【下位レベルの施策名】 消防防災・危機管理体制の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな統合システムの整備促進 ・メール・Web通報における位置情報の取得に関する検討 ・新規参入事業者の緊急通報接続の在り方に関する検討 	見直し・改善の方向性	平成20年度補正予算（第2号）及び平成21年度補正予算（第1号）において実施する実証実験の結果も踏まえ、各消防本部での新たな統合システムの整備促進を図るとともに、メール・Web通報における位置情報の取得や新規参入事業者の緊急通報接続の在り方についても検討を行い、119番緊急通報の高度化を図っていく。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。

今後の課題	取組の方向性	
<p>コ 国・地方を通じた国民保護体制、危機管理体制の充実強化</p> <p>【課題】 国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体の共同訓練及び地方公共団体の単独訓練を積極的に推進していくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 消防防災・危機管理体制の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護共同訓練 ・国民保護共同訓練セミナー ・ブロック会議 	見直し・改善の方向性	<p>共同訓練については、引き続きシナリオ作成に関する助言や、訓練の検証、財政支援を行うこと等により、積極的に支援していく。</p> <p>単独訓練については、地方公共団体が単独で訓練を実施することが出来るようマニュアルを作成し各自治体に配布してきた。今後は、地方公共団体が単独で実施する訓練についても、会議等の機会を通じて要請していく。</p>
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。
<p>サ 国民への情報伝達体制の強化</p> <p>【課題】 対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を国民に瞬時に伝達するため、引き続き市町村防災行政無線(同報系)及びJ - A L E R Tを整備・普及を推進することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 消防防災・危機管理体制の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災行政無線(同報系)の整備 ・J - A L E R Tの整備、普及 	見直し・改善の方向性	<p>市町村防災行政無線(同報系)については、防災基盤整備事業等により全国的な整備・普及を図る。また、J - A L E R Tについては、平成21年度補正予算(第1号)で新設される防災情報通信設備整備事業交付金により全市区町村に一斉整備を図るため、今後は市町村防災行政無線(同報系)以外の伝達媒体の多様化を図るとともに、気象情報のXML化へ対応するためのシステム改修を行うなど利便性の向上を図る。</p>
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	防災情報通信設備整備事業交付金により全市区町村に一斉に整備するため、体制の拡充の検討が必要。

今後の課題	取組の方向性	
<p>シ 国際消防援助体制の充実</p> <p>【課題】 国際緊急援助に資するより良い国際消防救助隊体制の構築、技術・知識の維持。</p> <p>【下位レベルの施策名】 消防防災・危機管理体制の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際消防救助隊への研修を通じて、同隊員の知見・技術向上への支援 ・関係各機関との国際緊急援助隊（JDR）の枠組み運用のための協議、合同訓練 	見直し・改善の方向性	消防庁が設ける国際消防救助隊機能の恒常的な拡充・向上に資する研修等の実施に加え、外務省ほか関係機関との技術の共有、連携の強化に資する協議、訓練への参加を行っていく。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	いかなる態様・規模の災害救援要請にも機動的に対応できる体制を整備する上から、当庁独自に実施する研修について、今後より多くの登録隊員を受講させることが可能となるよう体制の充実を図る。
<p>ス 消防の国際協力及び国際交流の推進</p> <p>【課題】 我が国の消防防止に係る知見・技術の広域的な普及を通じた近隣国支援</p> <p>【下位レベルの施策名】 消防防災・危機管理体制の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア消防防災フォーラムの実施 ・地方消防局との連携による近隣の途上諸国の消防吏員に対する招聘研修の実施ほか 	見直し・改善の方向性	消防防災分野からの協力・支援を通じての近隣諸国に対する国際協力・交流の推進を主眼に、二国間協力といった発展的な支援関係の構築も選択肢と想定して事業を継続していく。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。

今後の課題	取組の方向性	
<p>セ 住宅防火対策の推進</p> <p>【課題】</p> <p>住宅火災による死者数の減少を図るため、住宅用火災警報器等の既存住宅への早期設置や、防火安全性の確保のため、着火抑制の機能を持つ防災品の普及の促進が課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>火災予防対策等の積極的推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <p>・住宅用火災警報器等の普及促進に係る事業</p>	見直し・改善の方向性	住宅防火対策については、高齢化の進展に伴い死者数の増加が懸念される状況を踏まえた上で、住宅用火災警報器等の設置、防災製品導入等の総合的な住宅防火対策を普及促進する方向で推進していく。その際、平成 20 年度に決定した住宅用火災警報器設置推進基本方針に基づき、住宅用火災警報器を強力に普及促進する。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。
<p>ソ 放火防止対策の推進</p> <p>【課題】</p> <p>放火火災の低減を図るため、「放火火災防止対策戦略プラン」の継続的な改善を図りつつ、同プランを活用した地域全体で取り組む「放火されない環境づくり」を確立することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>火災予防対策等の積極的推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <p>・住宅及び市街地における放火火災防止対策推進事業</p>	見直し・改善の方向性	放火火災防止対策については、依然として放火が火災原因の第 1 位である状況を踏まえ、地域全体で取り組む放火火災防止対策を強化する方向で推進していく。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。
<p>タ 製品火災原因調査の充実</p> <p>【課題】</p> <p>製品火災の原因調査結果の公表を行うとともに、当該情報を関係機関と共有し、製造業者等における自主回収等の対応の徹底や火災を起こす危険な製品の流通防止に向けて活用することで、消費者生活の安全・安心を実現することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>火災予防対策等の積極的推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <p>・製品火災対策の推進に係る事業</p>	見直し・改善の方向性	平成 19 年中においては、製品火災の原因等が未解明のものが 1,109 件にのぼっており、製品火災のリスクを低下するため、製品火災の原因調査・分析体制の充実・強化を行う。
	(予算要求)	予算枠の拡大を検討
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	消費者安全の確保の観点から、火災を含む製品事故対策の徹底が求められているため、体制の拡充を検討。

今後の課題	取組の方向性	
<p>チ 安全性が確保されていない建築物における防火安全対策の推進</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防火対象物の定期点検を推進することにより適切な防火管理を図るとともに特定違反对象物等、火災発生時に人命の危険性が高い対象物の違反是正の推進が課題。 カラオケボックス、個室ビデオ店等の小規模施設や認知症高齢者グループホーム等における消防用設備等の設置基準等の見直しを踏まえ、経過措置期間を考慮しつつ早期設置促進に取り組むことが課題。 <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>火災予防対策等の積極的推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災危険性の高い小規模施設に対応した防火対策の推進に係る事業 消防法令に係る違反是正推進事業 	見直し・改善の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 防火対象物の定期点検については、点検率の向上を推進していく。 特定違反对象物等における法令違反の是正について指導を推進していく。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	改正について検討。
	(実施体制)	従来どおり。
<p>ツ 危険物施設等の安全対策の強化、危険物事故防止のための制度の見直し</p> <p>【課題】</p> <p>a 「危険物事故防止アクションプラン」に基づく官民一体となった総合的な事故防止対策、危険物流出等の事故原因調査の効果的な活用、危険物施設の腐食防止・抑制対策、屋外タンク貯蔵所の安全対策の充実等、危険物事故防止対策の充実強化を図ることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>火災予防対策等の積極的推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「危険物事故防止アクションプラン」に基づく、事故防止対策事業 危険物施設の腐食劣化等に関する調査・検討事業 インナーフロートタンクの安全性に関する調査・検討事業 	見直し・改善の方向性	危険物施設における事故件数は昨年度よりも減少したものの、依然として高い水準で推移していることから、危険物事故対策については引き続き総合的な対策強化の方向で推進していく。
	(予算要求)	予算枠の拡大を検討。
	(制度)	安全対策を強化するための政省令の改正について検討。
	(実施体制)	従来どおり。

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 b バイオマス燃料等の新技術・新素材に関する安全対策に取り組むとともに、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価を推進することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 火災予防対策等の積極的推進</p> <p>【主な事務事業】 ・高濃度エタノール混合ガソリン等の安全性評価に係る事業 ・新規危険性物質の早期把握及び危険性評価に係る事業</p>	見直し・改善の方向性	新技術・新素材に関する安全対策については、バイオマス燃料への関心や需要が高まっていることから、着実に推進していく。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	改正について検討。
	(実施体制)	従来どおり。
<p>テ 石油コンビナート災害対策の強化</p> <p>【課題】 石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の充実強化を図り、事故発生防止対策の更なる推進や事故発生時の対応力をさらに強化していくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 火災予防対策等の積極的推進</p> <p>【主な事務事業】 ・石油コンビナート災害の低減に向けたレイアウト規制の合理化の検討に係る事業 ・内部浮きぶた付き屋外タンクの異常時における対応マニュアル作成の検討に係る事業</p>	見直し・改善の方向性	事故発生防止対策の推進や事故発生時の対応力の強化を図っていくことで、引き続き、石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の充実強化を推進していく。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。

今後の課題	取組の方向性		
<p>ト 消防防災に係る科学技術の研究・開発</p> <p>【課題】 今後、複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、新技術等を利活用した消防防災に関する研究開発のより一層の推進が課題。</p> <p>また、競争的研究資金制度については、効果を最大限に発揮させるために、消防機関等の現場ニーズに即した研究開発に重点を置くなど制度の充実を図るとともに、今後も採択課題の早期決定等必要に応じ制度の改革を行うことが課題。また、研究が終了したものについては、事後・追跡評価等を行い、施策等に反映していくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 火災予防対策等の積極的推進</p> <p>【主な事務事業】 ・消防防災体制の整備に係る技術研究開発事業</p>	見直し・改善の方向性	<p>消防防災に関する研究開発については、日々刻々と進化する科学技術等の動向を踏まえた上で、多種多様な消防防災の課題について研究し、課題解決を図る方向で推進していく。</p> <p>競争的研究資金制度については、年度ごとの契約という事務手続を踏まえた上で、研究の連続性、円滑な研究支援体制を確立する方向で推進していく。</p>	
		(予算要求)	予算枠の拡大を検討。
		(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。	
<p>ナ 自主防災組織等の地域の防災組織への活動支援</p> <p>【課題】 自主防災組織については、活動カバー率が低い地域の結成促進を図るとともに、住民意識の向上や、他の自主防災組織など他団体との連携を通して、地域防災力の強化につなげることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】 ・地域防災スクールモデル事業</p>	見直し・改善の方向性	<p>自主防災組織連絡協議会の設置促進、地域防災スクールの取組による将来の地域防災を担う人材の育成の推進、消防庁 HP 等による防災知識の普及啓発等を引き続き実施し、自主防災組織の充実強化を図っていく。</p>	
		(予算要求)	従来どおり。
		(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。	

今後の課題	取組の方向性	
<p>二 災害時要援護者の避難支援対策の促進</p> <p>【課題】 近年の風水害等では、犠牲者の大半が高齢者であった。災害時の犠牲となる人を減少させるためには、災害時要援護者（高齢者、障害者等）の避難支援対策が急務であり、市町村において避難支援プランの策定を促進することが必要である。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】 ・災害時要援護者の避難支援プランの策定の促進</p>	見直し・改善の方向性	引き続き、災害時要援護者の避難支援プランの策定を促進していく。
	(予算要求)	-
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。
<p>ヌ 救助活動を行う民間との連携の推進</p> <p>【課題】 民間団体の活動と公的救助機関との効果的な連携・協力関係を構築することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】 ・地域の救助活動の体制強化に関する調査・研究会の開催</p>	見直し・改善の方向性	「地域の救助活動の体制強化に関する調査・研究会」における検討結果を踏まえ、地域において民間団体と公的救助機関との連携・協力関係が図られるよう促進する。
	(予算要求)	事業の継続について検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。

今後の課題	取組の方向性		
<p>ネ 救急体制の整備促進</p> <p>【課題】</p> <p>a 救急需要対策への取組</p> <p>引き続き救急隊の確保を図るとともに、救急需要対策に取り組むことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急車の適正利用の推進 ・民間患者等搬送事業者の活用促進 ・救急業務高度化推進検討会の開催 	見直し・改善の方向性	構造改革特区における救急隊編成弾力化事業に係るコール・トリアージの導入について、その有効性の検証を行うほか、救急需要対策について取組を進める。	
		(予算要求)	予算枠の拡大を検討。
		(制度)	従来どおり。
		(実施体制)	従来どおり。
<p>【課題】</p> <p>b 消防機関と医療機関の連携推進</p> <p>メディカルコントロール体制の強化による消防機関と医療機関の連携を促進するとともに、改正消防法における協議会の設置促進によって連携体制を確立することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防と医療の連携に関する検討会の開催 ・都道府県単位の消防機関と医療機関の協議組織における救急搬送・受入医療体制の協議システムの構築促進 ・救急相談事業の展開 	見直し・改善の方向性	平成 21 年の消防法改正を受け、消防機関と医療機関が連携する体制が法的に位置づけられたことから、地方における制度運用及び消防機関と医療機関の連携の円滑化に精力的に取り組む。	
		(予算要求)	予算枠の拡大を検討。
		(制度)	従来どおり。
		(実施体制)	<p>平成 21 年消防法改正によって、各都道府県に消防機関と医療機関が連携する協議会の設置並びに搬送及び受入れの実施基準の策定が義務づけられたため、今後協議会の運用と、搬送及び受入れの実施基準の策定の支援を図ることで、救急搬送の円滑な実施を目指す。</p> <p>また消防機関と医療機関が連携し救急相談の窓口を設置する事業の全国展開を図る。</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 c 救急業務の高度化推進 気管挿管、薬剤投与等の実施可能な救急救命士の更なる養成のため、講習及び実習の推進を図るとともに、救急救命士の再教育体制を充実することが課題。</p> <p>また、救急業務の高度化を担うメディカルコントロール協議会については、全県において設置が完了しているが、活動の実態に地域差があるため、設置目的に沿った活動が行われるよう支援するなど、メディカルコントロール協議会の質を全国的に底上げすることも課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急業務高度化推進検討会の開催 ・救急救命士に係る講習及び病院実習の修了状況等調査の実施 ・全国メディカルコントロール協議会連絡会の開催 	見直し・改善の方向性	平成20年度救急業務高度化推進検討会報告書を踏まえ、救急救命士の再教育体制の充実、救急隊の救急業務の質の向上を図る。また、救急業務高度化のため、メディカルコントロール体制の一層の強化を推進する。
	(予算要求)	予算枠の拡大を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	救急救命士による救命処置については、求められる活動の質が高度化しており、さらに処置範囲の拡大等が行われることが予想されるため、救急業務高度化検討会における検討を継続して実施するとともに、再教育体制の充実を図るため、体制を充実して取り組む。
<p>【課題】 d 高規格の救急自動車の整備 救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合は平成20年4月1日現在76.3%となっており、救急救命士の養成と併せて、引き続き整備が課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高規格救急自動車整備促進事業の実施 ・緊急消防援助隊設備整備費補助金として事業を実施 	見直し・改善の方向性	高規格救急自動車整備促進事業の開始により、救急自動車の更新・整備を促進する。
	(予算要求)	予算枠の拡大を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。

今後の課題	取組の方向性		
<p>【課題】 e 救命効果の検証・分析の高度化 救急救命処置や応急手当の救命効果の検証・分析をより詳細かつ正確に行い、政策に反映させることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】 ・救急統計活用検討会の開催 ・ウツタイン統計の活用による救命処置効果等の検証 ・救急オンラインシステムの充実</p>	見直し・改善の方向性	ウツタイン統計(心肺機能停止傷病者を対象とした、地域間・国際間での蘇生率等の比較を可能とする統計)及び救急オンラインシステムのより効果的な活用を図る。	
		(予算要求)	事業の継続を検討。
		(制度)	従来どおり。
		(実施体制)	従来どおり。
<p>ノ A E D・応急手当の普及啓発の推進</p> <p>【課題】 現場における住民による応急手当の実施により、救命率向上が図られると考えられるため、講習会等の一層の推進が課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】 ・消防機関における救命講習の実施促進 ・「救急の日」及び「救急医療週間」における普及啓発活動の実施</p>	見直し・改善の方向性	住民による応急手当の実施促進のために、実施環境の充実、普及啓発を図る。	
		(予算要求)	事業の継続を検討。
		(制度)	従来どおり。
		(実施体制)	従来どおり。
<p>ハ 災害時における消防と医療の連携の推進</p> <p>【課題】 災害時において消防機関と医療機関の連携を円滑に実施することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】 ・「消防機関と医療機関の連携に関する検討会」の実施</p>	見直し・改善の方向性	平成 20 年度の検討において、災害時における消防機関と医療機関の連携のあり方について一定の方向性が示され、今後の検討に当たっては、「消防機関と医療機関の連携」の一項目として検討を実施する。	
		(予算要求)	事業の継続を検討。
		(制度)	従来どおり。
		(実施体制)	従来どおり。

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

- ・総務省の政策評価に関する有識者会議において、指標の設定や評価の方向性に関して、ご意見をいただき、本評価書に活用した。

(2) 評価に使用した資料等

「消防白書（平成20年版）」

<http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h20/index.html>